

新旧対照表

新（変更後）	旧（現行）
（給与の日割の対象となる給与） 第 5 条 日割り及び時間割の対象となる給与は、次の通りとする。 （1）本給 （2）職務給 （3）役職手当 （4）処遇改善手当 <u>（5）資格手当</u> （略） <u>（資格手当）</u> <u>第 22 条 資格手当の額は、介護職員に対し、別表 3 に定める額とする。</u> <u>2 対象資格を取得した介護職員は、合格を証する書面を合格通知日の属する月の末日から起算して半年以内に営業所に提出する。</u> <u>3 資格手当は、会社の承認が降りた後、翌月 15 日に給与と共に支給する。</u> （支給対象者及び支給日） 第 <u>23</u> 条 現行どおり （算定基礎期間） 第 <u>24</u> 条 現行どおり （賞与の決定） 第 <u>25</u> 条 現行どおり 附 則 この規程は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。</u>	（給与の日割の対象となる給与） 第 5 条 日割り及び時間割の対象となる給与は、次の通りとする。 （1）本給 （2）職務給 （3）役職手当 （4）処遇改善手当 （略） （新設） （支給対象者及び支給日） 第 22 条 現行どおり （算定基礎期間） 第 23 条 現行どおり （賞与の決定） 第 24 条 現行どおり 附 則 この規程は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。 （新設）

(別表3)

(新)

諸手当支給表

手当	対象及び支給条件	支給額または率
通勤手当	1. 自転車及び原動機付自転車又は自動車を利用する者	
	通勤距離	
	片道 2km以上 5未満	2,000 円
	片道 5km以上10未満	4,200 円
	片道10km以上15未満	6,000 円
	片道15km以上20未満	9,000 円
	片道20km以上25未満	11,000 円
	片道25km以上30未満	12,900 円
	片道30km以上35未満	16,000 円
	片道35km以上40未満	24,400 円
	片道40km以上	26,000 円
	2. 公共交通機関を利用する者	4,000 円
役職手当	施設長・副施設長・事務長・科長・副科長・主任	職務給の10%
処遇改善手当	管理者又はサービス提供責任者との兼務	10万円～25万円
	介護職員（ヘルパー）	5千円から15万円
資格手当	介護職員実務者研修修了者	7千円
	介護福祉士	1万円